

第3学年 進路講話会 (各地区 障害者就業・生活支援センターの講話)

7月19日(金)の保護者懇談会では、各地区の障害者就業・生活支援センターの方を講師に招き、参観授業として「障害者就業・生活支援センターの役割」について講話をしていただきました。

「障害者就業・生活支援センター」とは、青森県内に6カ所あり、卒業後に仕事に関することや生活に関することなどの悩みや相談を受け付けてくれる重要な支援機関です。

講話の中では、どのような支援をしているのか、登録の仕方、障害者年金のことについてお話いただき、活発な質疑応答がなされました。

保護者の方からは、「卒業後、頼れるところがあって安心した」、「これからのことについてイメージができてよかった」などの意見が寄せられました。



第2学年 進路講話会を開催しました

7月19日の保護者懇談会の際に、「就労に向けて必要な力」と題し、株式会社ぐるめ 代表取締役 花田志保子 氏と特定非営利活動法人「夢の里」 理事長 太田義光 氏を講師に迎えて進路講話会を行いました。花田氏からは障害者を長年に渡って雇用したり、本校の現場実習を多数受け入れてくださったりしている経験の中から、就労に向けて継続する力が大切であり、それが成長につながるというお話がありました。また、太田氏からはスライドを使って就労移行支援事業所や就労継続支援A型事業所等の役割、「夢の里」での実際の取組について分かりやすく講話していただきました。保護者の方々には、今後の進路選択の一つとしていろいろなお話を聞くことができるよい機会となりました。



就労継続支援A型事業所、就労移行支援事業所とは？

本校の卒業生の過去5年間の進路先の内訳は、

一般企業・・・133人
 就労継続支援A型事業所・・・29人
 就労移行支援・・・8人
 職業訓練校・・・1人

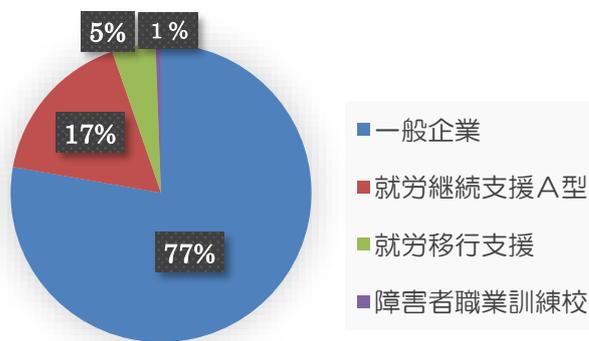
となっています。

「就労継続支援A型事業所」

「就労移行支援事業所」

とはどのような事業所なのでしょうか？

過去5年間の就労先



【就労継続支援A型】

就労継続支援は、障害特性などに配慮された職場環境で働く機会を提供する福祉サービスです。

就労継続支援を利用する場合、事業所そのものが「職場」となり、軽作業や事務作業に従事することとなります。就労継続支援A型の大きな特徴としては、事業所と雇用契約を結ぶことが挙げられます。労働者として働きながら、同時に訓練も受けて就職のための知識・能力を身に付けて、一般企業への就職ができるように支援していきます。就労型なので、最低賃金をもらえます。（現在時給：762円）



【就労移行支援事業所】

就労移行支援は、一般企業への就職を希望する方に向けて、訓練を受けながら一般企業への就職を目指すもので、働くうえでスキルや就職サポートの提供、そして就職後の職場定着を支援する福祉サービスです。

プログラムの内容は事業所によって様々です。職業訓練の内容としては、ビジネスマナー、挨拶などコミュニケーショントレーニング、パソコンのトレーニング、基本的な読み・書き・計算などのほか、履歴書の書き方など、細かいことも習うことができます。さらに、その人に合わせた能力開発訓練や職場見学などを行います。職場探しの支援では、企業やハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどと連携して利用者にとってよりよい職場探しを行っています。



就労継続支援A型と就労移行支援の違い

	就労継続支援A型	就労移行支援
目的	働く場	就職するために必要なスキルを身に付ける
対象者	現時点で一般企業への就職が不安な方 障害特性等に配慮された環境が必要な方	将来一般企業への就職を希望する方
雇用契約	あり	なし
賃金	あり（青森県最低賃金：762円）	なし（一部事業所では場合によってはあり）
利用期間	定めなし	原則2年以内

福祉サービスをこれから利用しようとして検討されている方にとっては、「工賃が出るから就労継続支援を利用しよう」「体調は悪いけど一刻も早く働きたいから就労移行支援を利用しよう」と、一部のメリットや短期的な目標をもとに事業所を選ぶのではなく、「長く安定して働き続けるためには、どのサービスを選べばよいらるか」という長期的な視野に基づいて選択することが大切です。